

## 有害物質の基準値とその用途 ~化学物質はさまざまな用途に使われています~

有害物質項目		主な用途	溶出量基準値	土壤ガス濃度
テトラクロロエチレン (パークレン)	A	ドライクリーニング溶剤、原毛洗浄、石けん溶剤、その他の溶剤	0.01	土壤ガス濃度に基準値はありません。
トリクロロエチレン (トリクレン)	AB	金属表面等の脱脂洗浄、羊毛の脱脂洗浄、香料抽出、冷媒、殺虫剤	0.01	
I, 2-ジクロロエチレン	ABCDE	溶剤（油脂、樹脂、ゴム）医療（麻酔）	0.04	評価は、“検出・不検出”です。
I, I-ジクロロエチレン	ABCDE	溶剤（油脂、樹脂、ゴム）医療（麻酔）	0.1	
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	ABCDE	ポリ塩化ビニルなどの合成原料	0.002	
I, I, I-トリクロロエタン (メチルクロロホルム)	D	溶剤、金属の洗浄、塩化ビニリデン原料	1	“検出”された場合は、次段階の調査で、土壤を分析して、左記
I, I, 2-トリクロロエタン	E	溶剤、金属の洗浄、塩化ビニリデン原料	0.006	
I, 2-ジクロロエタン	E	塗料溶剤、洗浄、抽出、殺虫	0.004	
四塩化炭素	F	消火剤、溶剤、脱脂洗浄剤、ドライクリーニング	0.002	
ジクロロメタン(塩化ビニル)	F	溶剤、冷媒、脱脂剤、抽出剤、消火剤	0.02	
ベンゼン		有機合成原料、抽出、溶剤、燃料（混入）	0.01	
I, 3-ジクロロプロペン		農薬（土壤くん蒸剤、殺菌剤、除草剤）	0.002	
有害物質項目		主な用途	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム		合金、電子工業、電池、鍍金、顔料	0.003	45
六価クロム		酸化剤、鍍金、触媒、写真、魚網染色、皮なめし、石版印刷	0.05	250
シアン		鍍金、試薬、触媒、有機合成、蛍光染料、冶金、鉱業、金属焼き入れ、写真薬、医薬	不検出	50
水銀		電解電極、金銀の抽出、水銀灯、医薬	0.0005	15
アルキル水銀		農薬（いもち病、種子消毒）、医薬	不検出	基準なし
セレン		半導体、光電池、鋼材の防食被覆、特殊硝子、乾式複写機感光体	0.01	150
鉛		合金、はんだ、活字、水道管、鉛ガラス、ゴム加硫、電池、防錫材、顔料、染料	0.01	150
砒素		半導体製造、殺虫剤、農薬、板ガラス消泡剤	0.01	150
ふっ素		フッ化物原料、歯磨き粉、ふっ素樹脂、冷媒、絶縁性気体、ガラス加工、特殊溶剤	0.8	4,000
ほう素		冶金脱酸素剤、ホウ素繊維、軟水剤、洗剤、特殊ガラス、溶接、上薬、エナメル	1	4,000
シマジン		農薬（パラチオン、メルパラチオン、メチルジメトン、EPN）	0.003	基準なし
チオベンカルブ			0.02	基準なし
チウラム		農薬（土壤くん蒸剤、殺菌剤、除草剤）	0.006	基準なし
有機燐			不検出	基準なし
PCB (ポリ塩化ビフェニル)		熱媒、電気絶縁体、変圧器、コンデンサ、複写機、インキ溶剤、顔料、塗料	不検出	基準なし

有害物質項目の（）は別名・有害物質項目のA～Fは親物質と分解生成物の関係・用途は現在禁止されている物質は禁止以前の用途を含む  
数値の大小に関わらず、基準値を超えた場合は、「土壤汚染」「健康リスクあり」の評価となります



**ジオテック株式会社**

TEL:03-5985-8196 [scsc@jiban.co.jp](mailto:scsc@jiban.co.jp)